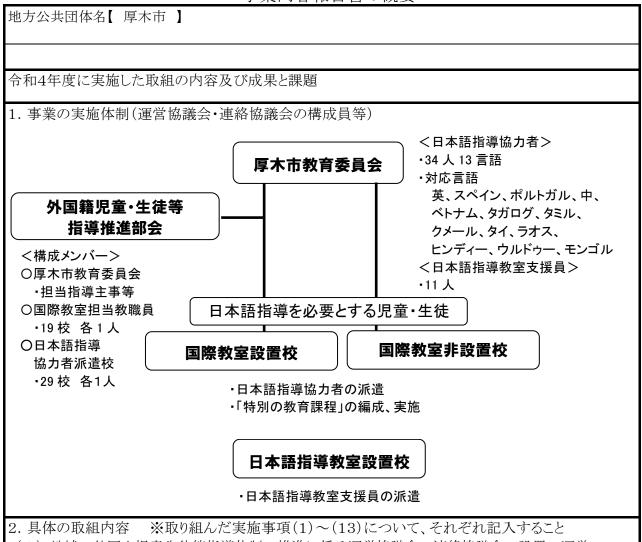
令和4年度 帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業 (I 帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業) 事業内容報告書の概要



- (1) 地域の外国人児童生徒等指導体制の推進に係る運営協議会・連絡協議会の設置・運営
 - ■外国籍児童・生徒等指導推進部会
 - ○第1回 令和4年4月25日(月)
 - ・対象:国際教室設置校、日本語指導協力者派遣校の担当
 - ・講義「外国につながりのある児童・生徒への支援について」
 - ・「特別の教育課程」「教育支援シート」の説明
 - ・中学校区にてグループ協議及び情報提供
 - ○第2回 令和4年8月8日(月)
 - 対象:国際教室設置校、日本語指導協力者派遣校の担当
 - ・講義「外国籍児童・生徒等への効果的な支援について」
 - ・中学校区にてグループ協議及び情報提供
 - 教材展示
- (2) 学校における指導体制の構築
 - ○国際教室の設置
 - ・日本語指導が必要な外国籍の児童・生徒が5人以上在籍する場合、国際教室を設置し、1人の 教員が加配される。在籍人数が20名以上の場合には原則2人の教員が加配される。

- ・国際教室担当教員は、「特別の教育課程」の編成や日本語指導協力者の派遣計画、在籍学級担任との連絡調整等、コーディネーター的役割を担う。
- ・国際教室担当教員は、年間2回の外国籍児童・生徒等指導推進部会に出席し、研修や協議、情報共有等を通して、各学校の支援体制の充実に努める。

○国際教室非設置校

- ・国際教室の設置がない学校のうち、日本語指導協力者等の支援が必要な児童・生徒がいる場合は、校内に日本語指導協力者派遣担当教員を配置し、「特別の教育課程」の編成や日本語指導協力者の派遣計画、在籍学級担任との連絡調整等、コーディネーター的役割を担う。
- ・日本語指導協力者派遣担当教員は、年間2回の外国籍児童・生徒等指導推進部会に出席し、研修や協議、情報共有等を通して、各学校の支援体制の強化に努める。
- ○教育相談コーディネーター及びインクルーシブ教育推進部会担当教員との連携
- ・教育相談コーディネーター及びインクルーシブ教育推進部会担当教員とも連携しながら、共 生社会に向けた取組を推進する。
- (3) 「特別の教育課程」による日本語指導の実施
 - ○外国籍児童・生徒等指導推進部会の中で説明や進捗状況の確認等を行う。
 - 4月:「特別の教育課程」、「教育支援計画」の編成と実施についての説明
 - 8月:個別の指導計画に基づいた指導実践の確認
 - 3月:個別の指導に対する評価・報告

(4) 成果の普及

- ・市教育委員会主催の推進部会などにおいて取組報告を実施した。
- ・年度初めにおいて、中学校区の担当者間等での情報交換を実施した。

(7) ICTを活用した教育・支援

- ・ICT端末を活用し、翻訳ソフトやカメラ機能を利用して授業を展開している。また、多言語 翻訳機器を活用した。
- ・日本語指導協力者によるオンライン授業を実施し、日本語指導が必要な児童・生徒への支援 を行った。
- (10) 日本語指導ができる又は児童生徒等の母語が分かる支援員の派遣
 - ○日本語指導協力者の派遣
 - ・教育課程内の時間における個別指導にあたる支援員。
 - ・指導内容は、日本語の基礎的な読み書き及び日本語の会話の指導、生活適応指導、家庭との連 絡指導等
 - ・13 言語 28 人 (英語、スペイン語、タガログ語、中国、ベトナム語、ポルトガル語、タイ語、 ウルドゥー語、タミル語、クメール語、モンゴル語、ヒンディー語、ラオス語)
 - ・小学校 20 校 中学校 9 校 計 29 校へ派遣 対象児童・生徒 262 人、累計 4,504 時間(令和4年12 月現在)
 - ○日本語指導教室支援員の派遣
 - ・授業日及び長期休業中の教育課程外の時間に日本語指導及び学習支援を行う支援員。
 - ・学習内容は、日本語の基礎的な読み書き、会話の指導、教科指導の補習、生活適応指導、教育 相談等
 - ・小学校6校、中学校1校に設置 週1回 1時間程度 各校2人から3人程度派遣
 - ・通室児童数 69人

- 3. 成果と課題 ※取り組んだ実施事項(1)~(13)について、それぞれ記入すること
- (1) 地域の外国人児童生徒等指導体制の推進に係る運営協議会・連絡協議会の設置・運営 【成果】
- ・特別の教育課程編成、小中で連携した支援体制の必要性や在県外国人特別募集の志願資格変更な どについて共通認識ができた。
- ・日本語指導を受けている児童・生徒の状況と指導の成果及び課題を把握することができた。

課題

- ・国際教室担当教員(国際教室非設置校の担当)と日本語指導協力者との間で、児童・生徒の指導及び支援についての円滑かつ的確な情報共有及び共通理解が不足している学校が散見された。今後は、限られた時間の中で合理的かつ効果的に情報共有するための先進校の工夫を研修会等で共有し、各学校の学年会や職員会議等で実践していく。
- ・国際教室が設置されていない学校への情報提供や日本語指導の在り方や方法に関する連絡会等を 設け、すべての学校で適切な支援が行えるような校内支援体制づくりに努める。
- (2) 学校における指導体制の構築 (必須実施項目)

【成果】

- ・学級担任による指導・支援と共に、全教職員の共通理解の下、校内支援体制の中で個別学習支援や 日本語指導協力者による日本語学習支援、心のケアなど、一人ひとりの教育的ニーズに合わせた 支援を行うための校内支援体制の整備等に取り組むことができた。
- ・国際教室非設置校への情報提供を進めることができた。

課題

- ・各中学校区間の校内支援体制や具体的な指導・支援についての情報共有の時間が不足していた。 今後は、各学校の校内支援体制の整備や先進的な指導・支援についての情報共有するための十分 な時間を確保していきたい。
- (3) 「特別の教育課程」による日本語指導の実施

【成果】

- ・「特別の教育課程」を編成・実施することで、児童・生徒の教育的ニーズに応じた日本語指導ができた。
- ・学校が児童・生徒一人ひとりの日本語の習得状況や学習状況を丁寧に見取り、教育委員会と情報 共有することで、その児童・生徒の実態に応じた日本語指導協力者を適切に派遣することができた。

【課題】

- ・国際教室の有無にかかわらず、日本語指導を必要とするすべての外国につながりのある児童・生徒が、十分な支援を受けられるよう、個々の日本語習得状況や学習状況等に寄り添った「特別の教育課程」の編成が求められる。
- ・「特別の教育課程」、「教育支援計画」の編成にあたっては、当該児童・生徒の指導・支援にかかわる教職員が連携し、定期的に情報共有することや、校内支援体制を整備することに努める。

(4) 成果の普及

【成果】

・成果の共有を通して、自校の取組状況を客観的に振り返り、児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに合わせた支援を行うための校内支援体制の整備を各学校の実態に応じて推進することができた。

【課題】

・成果の普及及び情報共有を迅速に推進することを通して、外国につながりのある児童・生徒の日本語習得状況や学習状況に応じたきめ細かな支援の充実に努める。

(7) ICTを活用した教育・支援

【成果】

- ・ICT端末のカメラ機能を活用して、板書を画像として残すことで、学習内容を理解することに 焦点化することができた。
- ・クラスの仲間や先生とのコミュニケーションや保護者との意思疎通をはかることができた。
- ・オンライン授業は、日本語指導協力者の居住地と対象校との物理的な距離に関係なく実施するこ

とができるため、複数校の児童・生徒の指導ができた。

【課題】

- ・ICT端末の翻訳ソフトは、言語によっては正確な翻訳が行われないことや、言語のニュアンスを伝えにくいという課題があった。このため、多言語翻訳機器を併用する学校が散見された。
- ・日本語指導協力者によるオンライン授業は、ICT端末の利用技術が身についている児童・生徒には効果があるが、そうではない児童・生徒には逆に負担となってしまった。また、漢字練習など その場で確認しなければできない学習内容については、難しいことが挙げられた。
- ・今後も実態に即した支援ができるよう、支援環境の整備、機器の整備が求められる。

(10) 日本語指導ができる、又は児童生徒等の母語が分かる支援員の派遣 【成果】

- ・日本語指導協力者の支援により、日本語の基礎的な読み書きや日本語の会話等の指導、個に応じた教科学習の補習等を受けられることや、児童・生徒の学校生活への適応や在籍学級の授業への合流、保護者と学校の連携など様々な場面において効果があった。
- ・放課後の日本語指導教室では、日本語指導教室支援員が児童生徒の日本語習得状況や学習状況に 応じた日本語指導や教科学習の支援にあたることを通して、日本語を学ぶことの楽しさや、通常 の授業に向かう自信につながった。

【課題】

- ・支援の行き届いていない言語があるので、関係機関と連携しながら、人材の確保に努める。
- ・日本語指導協力者が当該児童・生徒に母語支援できる回数は、週に1~2回程度である。その場だけの指導では日本語能力の成長にはつながりにくい。将来、日本で自立して生活できるよう、在籍学級や国際教室等における効果的な指導・支援に向けて組織的に計画を立案し、それを実行し、定期的に評価するサイクルの充実が課題であると言える。
- ・日本語指導教室は、外国籍につながりのある児童・生徒の多い学校で開設をするため、他校に在籍している外国籍等児童が支援を受けることができない。また、小学校においては、低学年と中・高学年において下校時刻が異なるため、全学年を対象とした放課後の時間確保が難しい。このため、下校時間の早い低学年を対象とした日本語指導教室を開設している小学校が多い。

本事業で対応した幼児・児童生徒数	幼稚園等	小学校	中学校	義務教育 学校	高等学校	中等教育 学校	特別支援 学校
	人 (園)	213 人 (20校)	49 人 (9校)	人 (校)	人 (校)	人 (校)	人 (校)
うち、特別の教育課程で指導 を受けた児童生徒数		181 人 (17校)	49 人 (9校)	人 (校)	人 (校)	人 (校)	人 (校)

- 4. その他(今後の取組予定等)
- ・児童・生徒の日本語能力の見極め、一人ひとりの教育的ニーズに応じたより効果的な支援を行うための校 内支援体制の構築
- ・各学校の国際教室間の連携及び国際教室非設置校の支援の在り方の検討
- ・多言語化、支援レベルの多様化、支援を必要とする児童・生徒の人数の増加等に対応するための日本語指導協力者の確保
- ※ 枠は適宜広げること。(複数ページになっても差し支えない) 成果物等があれば別途提出すること。
- ※ 事業内容報告書の概要は、担当者・連絡先欄を除き、様式9(添付1)の5. 成果イメージ資料のポンチ絵と 併せて、文部科学省ホームページで公開する。